

【改正日 令和8年10月1日】

変更箇所	変更後	変更前	改正内容
第1条 当座勘定への受入れ	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （4）証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。この当座勘定に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。 （4）証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	他行庫の手形・小切手のお預入れができなくなります。 記念硬貨等のお預入れに手数料がかかるようになります。
第7条 手形、小切手の支払等	第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶できるものとします。	第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。	当座勘定の最終振出期限を2026年9月30日に設定し、それ以降の支払いができなくなります。
第8条 手形、小切手用紙等	第8条（手形、小切手用紙等） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。手形、小切手を使用の際には、2026年10月1日以降を振出日とし、または振出日を記載しないで振り出すことはできません。ただし、当金庫が定めた取引についてはこの限りではありません。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。	第8条（手形、小切手用紙等） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	当座勘定の最終振出期限を2026年9月30日に設定し、それ以降に振出すことができなくなります。
第18条 振出日、受取人記載漏れの手形、小切手	第18条（振出日、受取人記載漏れの手形、小切手） 1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、	18条（振出日、受取人記載漏れの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してく	手形要件、小切手要件を必ずご記入いただくこととなります。

	小切手もしくは確定日払の手形で振出日が 2026年10月1日以降のもの、もしくは振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶できるものとします。	ださい。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、 <u>その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</u>	
第19条 線引小切手の取扱い	第19条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 ただし、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶できるものとします。	第19条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	線引小切手による持参人様への支払いができなくなります。
約束手形用法	約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	手形要件を必ずご記入いただくこととなります。
小切手用法	小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ支払うことになりますからご承知おきください。 ただし、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶できるものとします。	小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ支払うことになりますからご承知おきください。	当座勘定の最終振出期限を2026年9月30日に設定し、それ以降に振出すことができません。
為替手形用法	為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	手形要件を必ずご記入いただくこととなります。

【改正日 令和8年1月5日】

変更箇所	変更後	変更前	改正内容
第8条 手形、小切手用紙等	第8条（手形、小切手用紙等） （5） 払戻請求書 の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	第8条（手形、小切手用紙等） （5） <u>手形用紙、小切手用紙および払戻請求書</u> の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	手形・小切手帳の発行停止につき払戻請求書の取扱いになります。

第 13 条 支払保証に代わる取扱い	第 13 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。	第 13 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 <u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>	手形・小切手帳の発行停止につき、自己宛小切手も発行停止となります。
約束手形用法	約束手形用法 削除	約束手形用法 <u>8. 手形用紙は、当金庫所定の依頼票により請求してください。</u>	手形・小切手帳の発行停止となります。
小切手用法	小切手用法 削除	小切手用法 <u>8. 小切手用紙は、当金庫所定の依頼票により請求してください。</u>	手形・小切手帳の発行停止となります。
為替手形用法	為替手形用法 削除	為替手形用法 <u>10. 手形用紙は当金庫所定の依頼票により請求してください。</u>	手形・小切手帳の発行停止となります。